

令和7年度 女性の職業選択に資する情報公表（女性活躍推進法第21条関係）

特定事業主名：
群馬県 病院局

令和8年7月31日公表

I 職員の男女の給与の額の差異

1. 全職員に係る情報

職員区分	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
任期の定めのない常勤職員	90.2	%
任期の定めのない常勤職員以外の職員	69.5	%
全職員	81.1	%

2. 「任期の定めのない常勤職員」に係る役職段階別及び勤続年数別の情報

- * 地方公共団体における「任期の定めのない常勤職員」の給料については、各地方公共団体の条例で定める給料表に基づき決定されており、同一の級・号給であれば、同一の額となっている。

(1) 役職段階別

役職段階	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
本庁部局長・次長相当職	110.3	%
本庁課長相当職	87.4	%
本庁課長補佐相当職	100.1	%
本庁係長相当職	94.2	%

(2) 勤続年数別

勤続年数	男女の給与の差異 (男性の給与に対する女性の給与の割合)	
36年以上	95.9	%
31～35年	97.5	%
26～30年	92.6	%
21～25年	93.0	%
16～20年	90.3	%
11～15年	91.1	%
6～10年	86.3	%
1～5年	79.6	%

【説明欄】

II 管理的地位にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度	
管理的地位にある職員	20.0%	%

【説明欄】

例年同様20%代に位置している。

III 各役職段階にある職員に占める女性職員の割合

区分	令和8年度	
本庁部局長・次長相当職	0.0	%
本庁課長相当職	24.0	%
本庁課長補佐相当職	27.3	%
本庁係長相当職	47.5	%

【説明欄】

「本庁課長相当職」の女性職員の割合は、例年20%代に位置している。
「本庁課長補佐相当職」の女性職員の割合は、例年20%代後半～30%前半に位置している。
「本庁係長相当職」の女性職員の割合は、看護部等の女性職員が多く、割合が高くなる傾向にある。

IV 男女別の育児休業取得率及び男女別の育児休業の取得期間の分布状況

1. 男女別の育児休業取得率

(1) 常勤職員

区分	令和7年度	
男性	78.6	%
女性	100.0	%

(2) 会計年度任用職員

区分	令和7年度	
男性	—	%
女性	100.0	%

2. 男女別の育児休業の取得期間の分布状況

区分	常勤職員		会計年度任用職員	
	男性	女性	男性	女性
1 週間未満	0.0 %	0.0 %	— %	0.0 %
1 週間以上 2 週間未満	9.1 %	0.0 %	— %	0.0 %
2 週間以上 1 月以下	45.5 %	0.0 %	— %	0.0 %
1 月超 3 月以下	9.1 %	0.0 %	— %	0.0 %
3 月超 6 月以下	18.2 %	0.0 %	— %	100.0 %
6 月超 9 月以下	18.2 %	2.9 %	— %	0.0 %
9 月超 12 月以下	0.0 %	11.4 %	— %	0.0 %
12 月超 24 月以下	0.0 %	25.7 %	— %	0.0 %
24 月超	0.0 %	60.0 %	—	—

【説明欄】

病院局では、R11年度に「男性職員の育児休業取得率」を85%にすることを目標としており、そのために、各病院に対し取得推進の通知を周知するなど、取得しやすい雰囲気づくりに努めている。

V 職員の勤務時間の状況

管理的地位にある職員以外の職員一人当たりの一月当たりの正規の勤務時間を
超えて命じられて勤務した時間

区分	令和7年度	
内部部局等	16.2	時間／月
内部部局等以外	7	時間／月

【説明欄】

内部部局等以外は、4つの県立病院（心臓血管センター・がんセンター・精神医療センター・小児医療センター）の数値であり、内訳としては、心臓血管センターが7.3時間／月、がんセンターが10.9時間／月、精神医療センターが1.5時間／月、小児医療センターが5.1時間／月であり、病院ごとに差が出ている。
昨年度と比較したところ、前後1時間ほどの差はあったが、どの所属もあまり変わらない数値であった。